

【実施期間】 令和元年11月18日 から 令和元年12月17日 まで

【公表時期】 ホームページ：令和元年11月1日 広報とよた：令和元年11月号

【資料設置場所】 豊田市ホームページ、市役所、市政情報コーナー、各行政支所・出張所、交流館、社会福祉協議会、社協支所

【提出方法】 豊田市役所への直接持ち込み、郵送、ファックス、電子メール（E-モニターを含む）

【意見数】 165人（紙提出2人、E-モニター163人）、計202件

項目	番号	意見分類	件数	項目	番号	意見分類	件数
全体に関する こと	①	好意的な意見について	42	計画の内容に 関すること	⑪	障がい者に関することについて	4
	②	計画の分量・内容の難しさについて	16		⑫	意思決定支援に関することについて	3
	③	計画の具体性・実効性等について	10		⑬	任意後見制度について	1
計画の内容に 関すること	④	成年後見制度の認知度や理解・啓発について	44	実施体制に関 すること	⑭	行政の主体性・関与について	4
	⑤	早期発見・地域での見守りに関することについて	12		⑮	豊田市成年後見支援センターについて	1
	⑥	成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について	11	その他	⑯	その他	9
	⑦	成年後見制度に関する相談について	10		—	特になし	12
	⑧	不正防止について	10		計		202
	⑨	地域連携ネットワークに関することについて	8				
	⑩	高齢者・認知症に関することについて	5				

番号	意見分類	件数
①	好意的な意見について	42
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の<u>基本構想もわかりやすかった</u>し、いろいろな取組もされていることがよくわかりました。 ・<u>安心して自分らしく生きる構想に共感</u>できる。 ・近い将来、高齢化社会になるので、<u>こういった制度を促進するのはいい</u>と思っていた。実例など読みやすく、<u>わかりやすかった</u>。 ・専門職や関係者など<u>現場の声を</u>入れて策定されているのは<u>良いこと</u>だと思いました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございました。 	

番号	意見分類	件数
②	計画の分量・内容の難しさについて	16
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>多すぎて読みきれない</u>。すみません。 ・まだ<u>身近な感じがせず、よくわからない</u>。 ・ちょっと<u>難しく理解できない</u>。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の背景や各種事業の概要等、後々に見た際に理解しやすいよう、本計画は詳細に記載しています。いただいたご意見を踏まえ、文章を精査したり、イメージ図を掲載する等、分かりやすさを向上しました。 ・併せて、本計画の要点をまとめた「概要版」を作成しました。 ・また、認知症や障がいのある方にも計画の内容をお伝えしていくため、「わかりやすい版」も今後作成していきます。 	

番号	意見分類	件数
③	計画の具体性・実効性等について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・計画だけでなく、<u>しっかりと実行してもらいたい</u>。 ・誰もが平等にその構想を実現できるには、何年後になるのでしょうか？<u>構想だけで終わらせてほしくない</u>と感じました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・新規又は拡充を行う重点取組については、当計画内で毎年度の取組指標を定めており、着実に実施できるようにしています。また、取組によっては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や障がい者計画、在宅医療・福祉連携推進計画等の各個別計画で定められる事業と連動することで、実効性を担保しています。 ・なお、取組の柱ごとに評価指標を設定しているとともに、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、毎年度取組状況を確認し進捗管理を行っていきます。 	

番号	意見分類	件数
④	成年後見制度の認知度や理解・啓発について	44
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人という言葉は聞いたことがあっても、具体的なことは、ほとんど知りませんでした。これからは、<u>確実に必要になる制度なので、市民に周知できるようにしてほしい</u>です。 ・市民向けの啓発の実施も<u>若い人や働き盛りの人にPRしようとする記載がないように思います。当事者や家族以外の方にも内容のわかりやすい情報の発信が必要</u>です。地域で見守り気づき、制度を利用する人もしない人も気軽にセンターに連絡できるようになればいいです。 ・成年後見支援の、<u>沢山の事例があると、より分かりやすい</u>。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の柱1－（1）「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の基礎取組「市民向け啓発の実施」に示したように、成年後見制度の理解がまだまだ浸透していない状況ですので、多くの御意見を賜ったとおり、具体的な事例を用いた展開を進めていきます。 ・また、地域全体での取組を進める観点から、本人や家族以外の方に対しても、効果的なアプローチ先や手法を検討してまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑤	早期発見・地域での見守りについて	12
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> 何か困った事が起きた場合、自分たちだけでは不可能になれば、地域や市の力も借りる事ができるという事を知っている事が重要だと思う。助け合いが重要。 該当すると思われる方々を事前に把握しサポートすることは大変難しいですね。地域とのつながりが一番大切だと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤としており、住民間での支え合いがベースだと考えております。 ただし、地域活動だけに任せるのではなく、本計画に沿って多機関や専門職との連携による支援体制を強固にし、地域からしっかりと支援に結び付けることを目指していきます。 一方で、成年後見制度の利用後も変わらず、地域で暮らし続けることが重要でもありますので、民生委員・児童委員など地域の方々への啓発も同時に進めていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑥	成年後見制度・権利擁護支援に関する活動に携わる人について	11
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> 素案を読んでもなかなか理解出来ない、知らない人も多いと思う。しかしそれではまずいので、行政機関や地域の役員が主体となって動ける体制を整え、ボランティアにも協力してもらおう。そのようにPRし市民全体が関わるような制度にしたい。私も協力できることがあれば協力したい。 銀行が後見人になるという新聞記事を読みました。個人ではなく、しっかりした組織でやっていただければ、ある程度の手数料が発生したとしても安心な気がします。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> 豊田市では、「とよた市民後見人の育成・共働」の取組は単なる担い手づくりの施策ではなく、地域共生社会を目指して市民とともに創り上げる「社会の構造・仕組みづくり」の施策として捉えています。 実際に講座を受講している市民の方は、「地域のために何か力になりたい」、「少しでも本人の意思を尊重したい」などの意識を持った方が多く、今後もこの取組を推進していきます。 ただし、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保に向けた検討を進めていきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑦	成年後見制度に関する相談について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外に老親を残している身としても、とても人ごとではない。<u>身近に相談窓口があるという事が一歩前進への近道</u>と感じる。 ・ 成年後見制度ということがあること自体は知っていますが、実際に自分が誰かの後見人になったりなってもらったりというのは<u>どのようなタイミングで利用するのか難しい</u>と感じました。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターでの相談対応だけでなく、地域包括支援センターなども権利擁護支援の1次窓口として、総合相談体制に基づく取組として進めていきます。 ・ こうした対応ができるように、取組の柱1－（1）「成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進」の重点取組「支援者・専門職向け研修会の開催」や、取組の柱1－（2）「支援者からセンターにつながる仕組みづくり」の重点取組「センターにつなげるケースの目安の作成」に取り組んでいきます。 ・ また、受けた相談に関しては、中核機関であるセンターを通じ、必要に応じて弁護士などの専門職と連携して対応を進めます。 	

番号	意見分類	件数
⑧	不正防止について	10
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を利用してほしいということも理解できますが、<u>犯罪のニュースなども見聞きするので、なかなか利用したいと思えないのが現状</u>です。 ・ 成年後見制度というのは見たり聞いたりしたことはありますが、助けがいる人にとって、不利益がないかどうか検証することが大切だと思います。<u>多人数で確認しあうべき</u>だと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正はあってはならないという姿勢を計画内にうたっています。 ・ 成年後見制度に対する正しい制度理解を図っていきます。 ・ また、後見人等が課題を抱え込んでしまったり、周りとの関係性を築けず誰の目も入らないという状況を防ぐため、取組の柱2－（3）「後見人等支援の充実」において、重点取組として「①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施」を掲げていますし、後見人等選任後はチーム会議を開催することを進めていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑨	地域連携ネットワークに関することについて	8
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と社会福祉協議会・行政・地域包括支援センター・病院のソーシャルワーカー・民生委員等々と密接に連携し（チーム）として支え合うのが（真の福祉）と思います。豊田市から経済的弱者・身体的弱者を助け合う、支え合う風土をしつかりと醸成出来るように微力ながら協力して行きます。 ・支援の輪のネットワークを計画されているが、とても重要ですので、上手く機能させていただきたい。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進の肝は、ネットワークの構築であると考えています。今後も福祉・医療・司法の連携がスムーズに行われるように、計画に掲げられた取組を推進してまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑩	高齢者・認知症に関することについて	5
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・出来れば認知症にならないよう努力や早期発見が大事だと思います。豊田市の健康診断に75歳以上になったら認知症の検査も一緒に出来るといいと思います。まずは認知症にならないような生活を市民が出来るようにと思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見を参考に、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に合わせて「認知症施策推進計画」を一体で作成し、認知症対策の更なる充実に努めてまいります。 ・また、成年後見制度の利用にあたっては、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターとの連携は非常に多いので、研修の実施や事例検討会の実施などにより、役割分担や連携のタイミングなどの浸透を図っていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑪	障がい者に関することについて	4
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・年寄以外に発達障害の子にむけての支援もお願いします。親なきあとの不安を払拭できるような支援体制を。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の依頼元として、障がい者の親の会や特別支援学校の保護者会などからの要請も多いため、このような機会を通じ、親亡き後の準備に向けて、成年後見制度の理解を進めていきます。 ・また、いただいたご意見を参考に、次期障がい者計画の策定に合わせて、障がい者支援の更なる充実に努めてまいります。 	

番号	意見分類	件数
⑫	意思決定支援に関することについて	3
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>エンディングノートは自分の意志で作れるので意識の高い人は各自作ったらいい</u>と思う。 ・ <u>認知症の場合には本人がまだ元気なうちに、どのようにしたいのか、を明確にできるのが1番いい</u>ように思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画においても、意思決定支援は大変重要な観点であるとの認識です。 ・ ただし、意思決定支援は後見人等だけで行うものではありませんので、豊田市では在宅医療・福祉連携推進会議の取組と連動して、市内の関係者が一体となり意思決定支援の取組を進められるように展開していきます。 ・ これらの一環として、エンディングノートの活用も図っていきます。 	

番号	意見分類	件数
⑬	任意後見制度について	1
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今後は任意後見制度が望まれますが</u> 具体的にどうすればいいのか、センターに行くには敷居が高過ぎるので、どう推進するか、ご検討宜しくお願い致します。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状においては、任意後見制度の相談があった場合はセンターで概要をお伝えし、必要に応じて、詳細な相談やアドバイスが受けられるように、法律専門職につなぐ対応を行っています。 ・ 今後の推進に関しては、第5章の「さらなる体制の充実・強化に向けて」に位置付けて、展開を検討していきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑭	行政の主体性・関与について	4
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・どう対応するかは<u>個々人の責任</u>で、市行政の対応や責任の範囲は限られる。 ・市民後見というところ野が広がったように思うが、やはり、<u>信頼度において行政にかなうものはない。行政のシステムとして後見制度があるといい</u>と思う。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自身の事前準備をしっかりとしていただくためにも、市民向け啓発の推進やエンディングノートの展開を図り、まずは「自助」から進めていただくことが重要だと考えています。 ・しかし、身寄りがなく、成年後見制度の申立ができない方に関しては市長申立による対応が必要ですし、成年後見制度の利用にあたっては様々な機関が連携する必要がありますので、そのネットワークを整備していく役割が行政にあると考えています。 ・また、成年後見制度のニーズの急速な高まりに対して、後見人等の受け皿の不足は顕著ですので、新たな担い手確保については、民間や専門職だけに任せるのではなく、行政も積極的に関与して検討を進めていきたいと考えています。 	

番号	意見分類	件数
⑮	豊田市成年後見支援センターについて	1
意見抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・何故成年後見支援センターを地域包括支援センター業務のように「<u>社会福祉協議会</u>」に委託をするスタイルなのでしょうか？今後成年後見制度を市で推進していく中で、<u>職員の資質が定期的な人事異動によってなかなか向上せず、強いては組織の資質向上に繋がらないのではないかと</u>危惧しているのです。業務内容やこの計画を今後進めていくにあたっては、<u>成年後見支援センターは市からの委託事業ではなく、1つの「組織・団体」として運営していく方が利用促進にも繋がる</u>と思います。 	
事務局回答	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を図るためには、「福祉教育」を基礎とした理解啓発や、「人づくり」の視点による市民後見人の育成などが大変重要な要素であり、こうした面で社会福祉協議会の有するノウハウが発揮されると考えています。 ・一方で、相談対応や債務整理などの法的な課題では、専門的知識が必要になります。今後、センター職員の人材育成の仕組みづくりを進める必要はありますが、センター内ですべての知識を揃えることは非効率であり、アドバイザーを設置するなどの取組を通じて専門性の担保を行っています。 ・国からは中核機関の整備について、行政の直営又は委託での実施が求められている状況です。これに対し、豊田市ではすべての知識を備え、対応を図ることのできるセンターを目指すのではなく、地域福祉の要素を持ち、弁護士等の知識・知見を有する専門職や支援者からの協力・連携を得るネットワークの中心となるセンターを目指していきたいと考えています。 	